

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年12月13日

【四半期会計期間】 第15期第1四半期(自 平成25年8月1日 至 平成25年10月31日)

【会社名】 株式会社ビットアイル

【英訳名】 Bit-isle Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO 寺田航平

【本店の所在の場所】 東京都品川区東品川二丁目5番5号

【電話番号】 03-5782-8721(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 深井英夫

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東品川二丁目5番5号

【電話番号】 03-5782-8721(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 深井英夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第14期 第1四半期 連結累計期間	第15期 第1四半期 連結累計期間	第14期
	自 平成24年 8月 1日 至 平成24年10月31日	自 平成25年 8月 1日 至 平成25年10月31日	自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日
売上高 (百万円)	4,027	4,427	16,663
経常利益 (百万円)	734	742	2,745
四半期(当期)純利益 (百万円)	449	460	1,703
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	587	445	2,010
純資産額 (百万円)	8,746	12,260	12,129
総資産額 (百万円)	29,704	33,581	34,528
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	13.63	12.96	51.13
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	13.35	12.64	49.70
自己資本比率 (%)	28.6	35.5	34.2

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には消費税等は含んでおりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、積極的な経済・金融政策に対する期待感から為替の円安への推移と株式市場の好転などにより、景気は緩やかに回復しつつあるものの、海外景気の下振れや、平成26年4月からの消費税率引き上げを背景とした消費低迷などの懸念材料があり、実体経済の回復までには至っておらず、依然として先行き不透明な状況が続いております。

一方、国内ITアウトソーシングサービス市場に関しましては、平成24年に2兆9,684億円であった市場規模が平成29年には3兆2,925億円となることが見込まれております(矢野経済研究所)。ITアウトソーシングサービスは、利用者側にとってはコスト削減に繋がるサービスでもあるため、景気の先行きに不透明感が増す状況の中でも、ユーザーニーズの多様化に対応したサービスによってコスト削減を実現させつつ経営基盤強化に繋がるサービスを提供することができる企業を中心に、当該市場は引き続き堅調な成長を継続することが予想されております。さらに、インターネット資産に対する企業の考え方は「所有」から「利用」への傾向に変化していることも当社グループの事業領域を牽引する要因となっております。また、当社グループの中核サービスであるIDCサービスと相関性の高いデータセンター市場に関しましては、平成24年に1兆1,298億円であった市場が、クラウドコンピューティングやSaaS等新たなサービス需要の高まりなどにより、平成25年には1兆2,156億円に達すると見込まれ、その後も10%程度の成長が見込まれております(IDC Japan)。

このような環境の下、当社グループは当第1四半期連結累計期間も、引き続きIDCサービスの販売を進めることによりデータセンターの稼働率を高めるとともに、レンタルやクラウドサービスを中心としたマネージドサービスの収益も拡大するなど、IDCサービス、マネージドサービス、ソリューションサービスのいずれのサービスも順調に推移した結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は4,427百万円(前年同期比9.9%増加)、営業利益806百万円(前年同期比0.1%増加)、経常利益742百万円(前年同期比1.1%増加)となり、四半期純利益は460百万円(前年同期比2.3%増加)となりました。

< IDCサービス >

IDCサービスにおきましては、堅調な市場環境に 대응できる拡張性のあるスペースと十分な受電能力を備えたデータセンターを基盤に、引き続き営業体制を整備・強化した結果、当第1四半期連結会計期間末において稼働ラック数は4,617ラック(前年同期比3.1%増加)となり、売上高、顧客数ともに着実な積み上げを達成することができました。

その結果、IDCサービスの当第1四半期連結累計期間の売上高は2,720百万円(前年同期比0.1%増加)となりました。

< マネージドサービス >

マネージドサービスにおきましては、クラウドサービス販売が好調なこと等により、売上面、収益面のいずれも向上いたしました。

その結果、マネージドサービスの当第1四半期連結累計期間の売上高は1,164百万円(前年同期比16.7%増加)となりました。

< ソリューションサービス >

ソリューションサービスにおきましては、100%子会社である株式会社ビットサーフにおけるグループ外向けのシステムインテグレーション、エンジニアリングサービス提供が引き続き好調であった結果、ソリューションサービスの当第1四半期連結累計期間の売上高は493百万円（前年同期比58.0%増加）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は33,581百万円となり、前連結会計年度末に比べ947百万円減少しました。これは現金及び預金の減少503百万円、データセンター等の設備投資による有形固定資産の増加466百万円及びデータセンター建物、設備等の減価償却による減少798百万円が主な要因であります。

当第1四半期連結会計期間末における負債合計は前連結会計年度末に比べ1,078百万円減少し21,320百万円となりました。これは借入金残高の減少692百万円及び未払金の減少279百万円等が主な要因であります。

当第1四半期連結会計期間末における純資産合計は前連結会計年度末に比べ130百万円増加し12,260百万円となりました。これは剰余金の配当354百万円、四半期純利益460百万円が主な要因であります。この結果、自己資本比率は35.5%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	109,000,000
計	109,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年10月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年12月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	35,496,200	35,496,200	東京証券取引所	単元株制度は100株であります。
計	35,496,200	35,496,200		

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成25年12月1日からこの報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年8月1日～ 平成25年10月31日	13,000	35,496,200	4	3,467	4	2,402

(注) 新株予約権の権利行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年7月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 35,480,600	354,806	
単元未満株式	普通株式 2,600		
発行済株式総数	35,483,200		
総株主の議決権		354,806	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当第1四半期連結会計期間及び当第1四半期連結累計期間より百万円単位で記載することに変更いたしました。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成25年8月1日から平成25年10月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年8月1日から平成25年10月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、四半期連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人会計基準機構へ加入し、定期的に監査法人等の主催するセミナーに参加しております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年7月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,220	5,716
売掛金	842	891
繰延税金資産	63	63
その他	952	834
貸倒引当金	36	38
流動資産合計	8,041	7,468
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	15,488	15,200
機械及び装置(純額)	1,370	1,343
工具、器具及び備品(純額)	1,247	1,323
リース資産(純額)	3,324	3,248
建設仮勘定	1,630	1,612
有形固定資産合計	23,060	22,728
無形固定資産		
のれん	90	80
その他	320	292
無形固定資産合計	410	373
投資その他の資産		
投資有価証券	1,081	1,051
差入保証金	1,010	1,009
繰延税金資産	1	1
その他	924	950
貸倒引当金	0	0
投資その他の資産合計	3,016	3,011
固定資産合計	26,487	26,112
資産合計	34,528	33,581
負債の部		
流動負債		
短期借入金	110	100
1年内返済予定の長期借入金	4,283	4,305
リース債務	1,158	1,153
未払金	1,232	952
未払法人税等	213	289
賞与引当金	111	147
前受金	1,323	1,208
その他	229	215
流動負債合計	8,663	8,374

	前連結会計年度 (平成25年7月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年10月31日)
固定負債		
長期借入金	10,949	10,245
リース債務	2,203	2,129
繰延税金負債	479	469
その他	102	103
固定負債合計	13,735	12,946
負債合計	22,399	21,320
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,462	3,467
資本剰余金	2,645	2,650
利益剰余金	5,236	5,341
株主資本合計	11,345	11,460
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	478	459
その他の包括利益累計額合計	478	459
新株予約権	290	320
少数株主持分	16	20
純資産合計	12,129	12,260
負債純資産合計	34,528	33,581

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年8月1日 至平成24年10月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年8月1日 至平成25年10月31日)
売上高	4,027	4,427
売上原価	2,762	3,159
売上総利益	1,265	1,268
販売費及び一般管理費	460	461
営業利益	805	806
営業外収益		
受取利息	3	3
消費税免除益	-	6
その他	0	1
営業外収益合計	4	11
営業外費用		
支払利息	74	74
その他	0	0
営業外費用合計	74	74
経常利益	734	742
税金等調整前四半期純利益	734	742
法人税等	282	277
少数株主損益調整前四半期純利益	452	464
少数株主利益	2	4
四半期純利益	449	460

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年8月1日 至平成24年10月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年8月1日 至平成25年10月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	452	464
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	134	19
その他の包括利益合計	134	19
四半期包括利益	587	445
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	584	440
少数株主に係る四半期包括利益	2	4

【注記事項】

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第1四半期連結累計期間 (自平成25年8月1日至平成25年10月31日)	
(税金費用の計算)	
税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。	
なお、法人税等調整額は法人税等に含めて表示しております。	

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

第5データセンター建設に伴い当社が将来負うべき債務について、リース会社が立替えている代金に対し、債務を保証しております。

	前連結会計年度 (平成25年7月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年10月31日)
東京センチュリーリース㈱	773百万円	798百万円

2 当座貸越契約及びコミットメント契約に関する契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年7月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年10月31日)
当座貸越極度額及び貸出 コミットメントの総額	11,434百万円	11,394百万円
借入実行高	110	100
差引額	11,324	11,294

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年8月1日 至平成24年10月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年8月1日 至平成25年10月31日)
減価償却費	809百万円	831百万円
のれんの償却額	10	9

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成24年8月1日至平成24年10月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年10月24日 定時株主総会	普通株式	164	5	平成24年7月31日	平成24年10月25日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成25年8月1日至平成25年10月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年10月29日 定時株主総会	普通株式	354	10	平成25年7月31日	平成25年10月30日	利益剰余金

(注) 1株当たり配当金10円には、上場記念配当4円を含んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成24年8月1日至平成24年10月31日)

当社グループは、総合ITアウトソーシング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しておりません。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年8月1日至平成25年10月31日)

当社及び連結子会社の事業は、報告セグメントが総合ITアウトソーシング事業のみであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年8月1日 至平成24年10月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年8月1日 至平成25年10月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	13円63銭	12円96銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	449	460
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	449	460
普通株式の期中平均株式数(株)	33,004,289	35,496,200
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	13円35銭	12円64銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	695,253	904,103
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第10回新株予約権 Cプラン (新株予約権191,000株)	第10回新株予約権 Cプラン (新株予約権166,200株)

(重要な後発事象)

1. 新株予約権の発行

当社は、平成25年12月3日開催の取締役会において、当社の取締役、監査役、従業員、当社子会社の取締役及び従業員に対しストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

今回発行する新株予約権は、次の三種類で構成されております。当社取締役を対象とし、賞与支給制度の代替となる業績連動型報酬として支給することを目的としたストックオプションAプラン。当社の取締役及び監査役を対象とし、退職慰労金制度の代替として支給することを目的としたストックオプションBプラン。当社の従業員、当社子会社の取締役及び従業員を対象としたストックオプションCプランであります。

・ストックオプションAプランによる新株予約権の発行要領

(1) 付与対象者の区分及び人数並びに内訳

当社取締役 4名(363個)

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式 36,300株

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は新株予約権1個につき100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当てを含む。株式分割の記載につき以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

(3) 新株予約権の総数

363個

(4) 新株予約権の払込金額

無償

ただし、有利発行には該当しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成27年12月19日から平成35年12月2日までとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の割当日

平成25年12月18日

・ストックオプションBプランによる新株予約権の発行要領

- (1) 付与対象者の区分及び人数並びに内訳
当社取締役 5名、当社監査役 4名(700個)
- (2) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数
当社普通株式 70,000株
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は新株予約権1個につき100株とする。
ただし、新株予約権の申込の総数が上記の総数に達しない場合は、その申込の総数をもって新株予約権の目的である株数の総数とする。
なお、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当てを含む。株式分割の記載につき以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。
- (3) 新株予約権の総数
700個
- (4) 新株予約権の払込金額
無償
ただし、有利発行には該当しない。
- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- (6) 新株予約権の権利行使期間
平成25年12月19日から平成55年12月2日までとする。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 新株予約権の割当日
平成25年12月18日

・ストックオプションCプランによる新株予約権の発行要領

(1) 付与対象者の区分及び人数並びに内訳

当社従業員、当社子会社の取締役及び従業員 148名(2,038個)

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式 203,800株

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は新株予約権1個につき100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当てを含む。株式分割の記載につき以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

(3) 新株予約権の総数

2,038個

(4) 新株予約権の払込金額

無償

ただし、有利発行には該当しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により算定される、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの出資金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げる)又は新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)のうちいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が時価を下回る価額による新株式の発行又は自己株式を処分する場合(会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。)

また、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式合併を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率)

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成27年12月19日から平成35年12月2日までとする。

- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 新株予約権の割当日
平成25年12月18日

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年12月5日

株式会社ビットアイル
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芝 田 雅 也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 井 宏 明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビットアイルの平成25年8月1日から平成26年7月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成25年8月1日から平成25年10月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年8月1日から平成25年10月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ビットアイル及び連結子会社の平成25年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。